

## 推進体制

### 1 全庁的な推進体制の整備

本基本計画の趣旨を十分に踏まえて、県の行政機関相互はもとより、関係諸団体との密接な連携のもと、全庁をあげてこの基本計画の具体的推進に努めます。そのため、本基本計画に基づく事業実施状況等を取りまとめるとともに、推進状況をフォローアップしていく全庁的な推進組織として、「(仮称)奈良県人権施策推進本部」を設置し、部局間相互の緊密な連携のもと、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

### 2 国、市町村及び関係団体等との連携

国、県、市町村等の行政機関及び関係団体等が、それぞれの立場や役割に応じた施策を推進するとともに、より一層効果的・総合的に人権施策を推進するため、相互に緊密な連携を図り、協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

そのため、奈良県人権啓発活動ネットワーク協議会、市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会、奈良県人権教育推進協議会等の関係団体と連携・協力し、より効果的な人権施策を推進します。

また、市町村は県民にとって最も身近な地方公共団体であり、地域の実情に即したきめ細かい取組を行うことが期待されます。県においては、市町村との連携を図りながら、市町村が実施する人権教育・啓発の取組に対して、講師等の紹介や情報の提供などの支援を行うとともに、市町村職員の人権意識の向上を目指す各種研修事業の実施や市町村での取組のための学習指導資料等の提供に努めます。

### 3 ボランティア・NPO、企業等との協働の推進

ボランティア・NPO活動は、自主的・自発的な意思に基づき、社会に貢献する活動であるとともに、自己実現を通し、地域社会を共に支え合う心豊かなふれあいの場を生み出す具体的な実践活動です。企業の社会貢献活動とも併せて、豊かで活力があふれ、人権が尊重された生きがいのある地域社会の形成に大きく寄与することが期待されます。

そのため、ボランティア・NPO、企業等のそれぞれの活動を促進するとともに、一人でも多くの県民が参加できるよう、体験の機会や情報の提供などに努めます。また、行政やボランティア・NPO、企業などがパートナーシップを形成し、あらゆる場において、それぞれの役割や特性に応じた力を発揮するなど協働による取組を推進し、人権教育・啓発活動や人権に関する相談など、人権施策の充実に努めます。